

(がん具用煙火)

第 2 7 条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）第 91 条第 2 号で定める数量の 5 分の 1 以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防炎処理を施した覆いをしなければならない。

○火災予防規則

(がん具用煙火の火災予防上必要な措置)

第 2 4 条 条例第 27 条に規定する火災予防上支障のある場所並びにがん具用煙火の貯蔵及び取扱いについては、次のとおりとする。

(1) がん具用煙火は、可燃性の物品、法第 23 条の規定によるたき火若しくは喫煙の制限区域又は条例第 24 条第 1 項第 3 号の場所で消防長が指定する場所から 20 メートル以上離れ、かつ、建物、工作物、その他の可燃物（枯草を含む。）から 3 メートル以上離れた位置において消費すること。

(2) 不発のがん具用煙火及び消費した殻は、水に浸す等の火災予防上安全な措置を講ずること。

(3) がん具用煙火を年少者が消費するときは、保護者はこれを監視し、がん具用煙火、点火用マッチ等の位置及び消費位置に注意して消費させること。

(4) がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場所の付近においては、火気を取り扱い、又は喫煙しないこと。

【解釈及び運用】

本条は、一定の場所でのがん具用煙火の消費の禁止及びがん具用煙火の貯蔵及び取扱いについて規定したものである。

なお、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）によって規制を受ける場合においては、同法の規定によるもので本条の規定は適用されない。

1 適用範囲

(1) 「**がん具用煙火**」とは、がん具として用いられる煙火、その他これに類する煙火であって、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）第 1 条の 5 に規定するものをいう。

(2) 本条第 1 項及び第 2 項は、火薬類取締法施行規則第 91 条第 2 号で定める数量（火薬又は爆薬の合計が 25 kg。ただしクラッカーボールにあつては 5 kg。）以下のがん具用煙火について適用する。

2 第 1 項

「**火災予防上支障のある場所**」とは、規則第 24 条第 1 号に規定する場所をいう。

3 第 2 項

炎、火花又は高温体との接近防止のための措置は、規則第 24 条第 2 号から第 4 号までに掲げるほか、次に示すものがある。

- (1) がん具用煙火の近くで、有炎火を発生させる火気使用設備器具を使用しないこと。
- (2) 炊事場、風呂場等で使用する熱源により高温となる場所から安全な距離をとるか又は不燃材料等で区画すること。
- (3) 店頭で陳列する容器には、ふた又は覆いを用い、たばこの吸殻等の火源が入ることを防止すること。
- (4) 周囲が高温となる照明器具（裸電球等）との接近を避けること。

4 第 3 項

- (1) 「**不燃性の容器**」には、難燃性の容器は含まれないものであること。
- (2) 「**防炎処理を施した覆い**」は、原則として法第 8 条の 3 第 1 項に規定する防炎性能を有するものであること。